

## 1.目的

一般社団法人日本車いすカーリング協会（以下「本会」という。）は、定款に定めるとおり、わが国における車いすカーリング競技を統括し、代表する団体として、車いすカーリング競技の普及及び競技力向上に関する事業を行い、会員の体力の向上と社会参加の促進を目的としている。この目的を達成するために、本会の役職員等は誠実に職務を遂行する義務を負う。

しかし、その職務を遂行する過程において、企業等との関係によって本会が有する利益が、役職員等の利益と衝突する、いわゆる利益相反の状況が生じうる。このような状況に関して、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）を順守することは当然として、更に、本会に対する社会的な信頼を確保し、利益相反について取組むべき姿勢と対処を明確にするために本ポリシーを策定する。

## 2.利益相反ポリシーの対象者

本ポリシーの対象となる者は、役員、委員会委員及び職員(以下「役職員等」という。)であり、各々の定義は次のとおりとする。

- (1)役員とは、定款第 25 条に規定する理事及び監事をいう。
- (2)委員会委員とは、定款第 41 条に規定する委員会及び特別委員会の委員長並びに委員等をいう。
- (3)職員とは、定款第 49 条に規定する事務局職員をいう。

## 3.利益相反及び利益相反行為の定義

- (1)利益相反とは、役職員等の利益になると同時に、本会の不利益となる状況にあるものをいう。
- (2)利益相反行為とは、利益相反の状況をつくりだす取引等の行為をいう。

## 4.利益相反行為の管理

本会は、次のとおり、利益相反行為を管理する。

- (1)本会は、利益相反行為の該当性を判断する。
- (2)本会は、利益相反行為に該当すると判断した場合には、当該利益相反行為を承認するか否かを判断する。

## 5.利益相反行為の承認における判断基準

役職員等の利益相反行為が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱している場合は、本会は、これを許容できないものと判断する。

## 6.理事の利益相反取引の原則禁止

理事は、第 3 条に定める利益相反行為のほか、原則として、一般法人法第 197 条により準用される同法第 84 条第 1 項各号に規定する取引を行ってはならない。ただし、本会理事会規程第 11 条に従い、理事会の承認を得た場合はこの限りではない。

#### 7. 本会関係者に対する特別の利益の供与の禁止

本会は、本会の関係者に対し、特別の利益を与えてはならない。

#### 8. 周知・公表

本会は本ポリシーを本会の役職員等へ周知するとともに、外部に公表する。

#### 9. 役職員等への啓発

利益相反に関する意識向上のため、役職員等に対し専門家による研修を実施する。

#### 10. 見直しの実施

国内外の経済や社会の情勢の変化、スポーツ界を取り巻く情勢の変化、利益相反の事例蓄積状況等に応じて、本ポリシーの適宜見直しを実施する。

11. 本ポリシーの改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

1. 本ポリシーは令和 6 年      月      日から施行する